

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ FAX 444-0815

5月は「市税等徴収強化月間」です

八街市では、5月・11月・12月の3カ月間を「市税等徴収強化月間」と定め、市税および国民健康保険税の収納率の向上を目指して、臨戸訪問や街頭における啓発活動などを行います。

【5月中の主な活動】

- 集中滞納整理・臨戸訪問・電話催告の実施
- 多重債務者を対象とした弁護士無料相談(毎月)

滞納した場合の対応

市では、調査を行い、経済的に余裕、また、財産があると思われるにもかわらず、市税などを滞納した場合に、法律の定めにより、次のような処分を実施しております。

- ① 給与などの照会・差し押さえ
- ② 預貯金の調査、差し押さえ
- ③ 動産・不動産の調査、差し押さえ
- ④ 国民健康保険税滞納者への対応

①③④に加え、国民健康保険税を滞納した場合は、通常よりも有効期限の短い短期被保険者証の交付、さらに滞納が長期間続いている方には、被保険者証に代えて被保険者資格証明書が交付が行われます。

なお、差し押さえた件数と換価の状況は左表のとおりです。

《差押件数》

単位：件

年度 対象	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
給与	49	127	178
預貯金	132	151	342
生命保険	54	54	68
不動産	76	25	39
動産	13	6	2
その他	11	21	25
合計	335	384	654

《換価の状況》

単位：千円

年度 対象	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
給与	20,370	26,370	46,760
預貯金	12,017	10,239	36,832
生命保険	9,516	8,434	14,065
不動産	658	1,135	19,603
動産	303	58	2
その他	18,992	3,485	5,901
合計	61,856	49,721	123,163

弁護士による多重債務者相談・債務整理相談(無料)を実施しています

市では、消費者金融ローンやクレジットカードなどの返済が重く、税金の納付が思うようにできない方、借金が大きいために個人再生・任意整理、自己破産などを検討中の方で市税等を滞納している方を対象に、弁護士による無料相談を実施しています。

弁護士による法的な解決方法や見通しを聞くだけでもかまいませんので、お気軽にお申し込みください。

※弁護士に債務整理を依頼する場合は、個人負担が発生します。

毎月日曜開庁日の午後2時～4時に実施しております。
(先着6人まで・要予約)
☎ 443-1115
☎ 443-1115



高齢者虐待を防ぐために

高齢になると、できないことが増えてきたり、認知症になって周囲の人からは理解できないような行動をとることもあります。高齢者虐待防止法で、高齢者虐待を次のように定義づけています。

高齢者虐待にあたる行為

- ① 身体的虐待
 - たたく、つねる、ベッドなどにしぼりつけるなど
- ② 介護・世話の放棄
 - 空腹・脱水・低栄養状態のままにするなど
- ③ 心理的虐待
 - 無視する、子ども扱いする、恥をかかせるなど
- ④ 性的虐待
 - 懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- ⑤ 経済的虐待
 - 本人の財産などを意に反し

高齢者虐待を見つけたら、地域包括支援センターまでご連絡ください。(通報者の秘密は守ります。)

介護している方へ

高齢者の介護は、毎日のことと先が見えず、介護している方の負担が続くこととされています。介護保険サービスを利用するなどして、できる範囲の介護をしながら、健康を損なわないように生活していきましょう。

介護保険サービスの利用についてわからない場合はご相談ください。

相談・問い合わせ先
地域包括支援センター
☎ 443-1207

知っていますか? 地域包括支援センター

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です。こんな時はご相談ください。

- ・ 入院したが、この先どうしたらよいか心配
- ・ 退院後に、トイレや入浴に困りそう
- ・ 介護サービスの利用方法を知りたい
- ・ 介護を受けられずに困っている高齢者がいる

相談窓口は、地域包括支援センターほか、次の社会福祉

○ 社会福祉法人生活クラブ風の村
☎ 440-0302

○ 社会福祉法人寿陽会
☎ 445-6315



SOSステッカーに登録しましょう

認知症になると、物事を忘れていたり日時や場所などが分からなくなったりする症状が現れます。

八街市 SOSステッカー (登録番号入り反射ステッカー) を靴に貼ることで、外出時の安全や地域の見守り、行方不明時の早期発見に役立ちます。

市内在住で認知症や知的・精神的な原因などにより行方不明となるおそれのある者

利用方法

- ① 事前登録が必要です。登録する人の上半身と全身写真の2枚を添えて、地域包括支援センターにお申し込みください。
- ② 番号入りのSOSステッカーを10枚までお渡しします。登録する人の普段履く靴のかかと部分に貼ってください。

行方不明が発生した時

- ① すぐに佐倉警察署に捜索の届け出をしてください。
- 届ける際には、SOSステッカーの事前登録をしていることを伝えてください。
- ② 対象者が保護された時には、事前登録されている緊急連絡先に連絡がはいります。

地域包括支援センター
☎ 443-1207